

様式第 4 号

市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

件 名	山陽小野田市国土強靱化地域計画(素案)の策定について	
意見募集期間	令和 3 年 3 月 1 日（月）～令和 3 年 3 月 3 0 日（火）	
公表した資料	○山陽小野田市国土強靱化地域計画（素案）	
意見の件数	2 名	4 5 件

意見の概要と市の考え方等

項 目	意 見 の 概 要	市の考え方又は対応
P12 第 4 章 強靱化の推進方法 (1) 行政機能／・・・ 《行政機能》 ●防災拠点となる公共施設等の強化 （防災拠点施設における電力の確保） ・避難、救護その他応急対策活動の拠点となる施設における電力の確保が求められることから、自立・分散型で災害に強い再生可能エネルギーの活用を含め、検討する。	自立・分散型で災害に強い・・・の部分に、LPガスタンク、LPガス発電設備を加えていただきたい。	有事では、多様なライフラインの確保を複合的に考える必要があり、自立・分散型エネルギーの有用性については十分理解をした上で、適切な施設整備を進めることとしているが、ここではその活用が決して十分でない再生可能エネルギー活用も含めて、多様な手法を検討するとしていることから、LPガスのみの追記はしない。

<p>P45</p> <p>「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果</p> <p>3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する</p> <p>3-3) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p> <p>○防災拠点となる公共施設等の強化 (防災拠点施設における電力の確保)</p> <p>・避難、救護その他応急対策活動の拠点となる施設における電力の確保が求められており、電力確保の手法の一つとして、引き続き、自立・分散型で災害に強い再生可能エネルギーの導入(蓄電池等の設備強化)を促進する必要がある。</p>	<p>自立・分散型で災害に強い・・・の部分に、LPガスタンク、LPガス発電設備を加えていただきたい。</p>	<p>有事では、多様なライフラインの確保を複合的に考える必要があり、自立・分散型エネルギーの有用性については十分理解をした上で、適切な施設整備を進めることとしているが、ここではその活用が決して十分でない再生可能エネルギー活用も含めて、多様な手法を検討することとしていることから、LPガスのみの追記はしない。</p>
<p>P36</p> <p>「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果</p> <p>2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)</p> <p>2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>○避難体制の整備 (避難所等の確保)</p> <p>・災害の種類や被災状況(施設の被災を含む)により、避難者数や収容者数は変わり、局所的に避難所・避難場所が不足する可能性もあることから、引き続き、施設改修による追加等、指定避難所や緊急避難場所の指定促進等を図る必要がある。</p> <p>・予備的な公共施設、協定による民間施設の活用、近隣市等との相互受入れ等により、収容先を確保する必要がある。</p>	<p>避難場所(環境)に、今や空調設備は欠かせないため、GHP自立型空調機の配備を加えていただきたい。</p>	<p>収容先については、短期長期を含めて、ある程度の居住性の確保が必要であるが、それは電気・ガス・水道等の確保に加え、一定のエリア分けや広さの確保、さらに昨年来のコロナ禍では感染防止も考慮しておくことも重要と考えている。</p> <p>本計画は「国土強靱化」に向けた推進方針を掲げたものであり、より詳細な対策等については、別途講じていくこととなるため、ここでの記載はしない。</p>

<p>P43</p> <p>2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p> <p>○避難体制の整備 (避難所等の確保)</p> <p>・災害の種類や被災状況(施設の被災を含む。)により、避難者数や収容者数は変わり、局所的に避難所・避難場所が不足する可能性もあることから、引き続き、施設改修による追加等、指定避難所や緊急避難場所の指定促進等を図る必要がある。</p> <p>・予備的な公共施設、協定による民間施設の活用、近隣市等との相互受入れ等により、収容先を確保する必要がある。</p>	<p>避難場所(環境)に、今や空調設備は欠かせないため、GHP自立型空調機の配備を加えていただきたい。</p>	<p>収容先については、短期長期を含めて、ある程度の居住性の確保が必要であるが、それは電気・ガス・水道等の確保に加え、一定のエリア分けや広さの確保、さらに昨年来のコロナ禍では感染防止も考慮しておくことも重要と考えている。</p> <p>本計画は「国土強靱化」に向けた推進方針を掲げたものであり、より詳細な対策等については、別途講じていくこととなるため、ここでの記載はしない。</p>
<p>P21</p> <p>(8) 国土保全・土地利用</p> <p>●迅速な復旧・復興に向けた取組</p> <p>(応急仮設住宅の迅速な供与)</p> <p>・十分な応急仮設住宅の建設用地を確保するため、引き続き応急仮設住宅建設候補地の選定を行っていく。また、平常時から応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整を継続して行う。</p>	<p>復興の時ほとんど、仮設住宅にはLPGシリンダー容器が設備されており、仮設住宅の供与に向けた検討・調整をしておく必要がある。この中に「LPG事業者とも」調整をしておく必要があると加えていただきたい。</p>	<p>応急仮設住宅の供与を行う場合に備えて平時から関係者・団体等と検討・調整を行っておく必要があるが、それはLPG事業者も含めた様々な分野に及ぶこととご理解いただき、一事業者だけの記載はしない。</p>
<p>P64</p> <p>「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果</p> <p>8、大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する</p> <p>8-7) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p> <p>○迅速な復旧・復興に向けた取組</p> <p>(応急仮設住宅の迅速な供与)</p> <p>・想定される最大の被害に基づく応急仮設住宅の必要戸数の建設に必要な面積が十分に確保できてい</p>		

<p>るわけではなく、また設置に当たってのライフライン等との接続も調査が必要であり、引き続き建設候補地の選定が必要である。また、平常時から市町や関係団体と連携して、応急仮設住宅の 供与に向けた検討・調整をしておく必要がある。</p>		
<p>P10 第3章 脆弱性評価 2 脆弱性の手順(1)の項 本計画では、基本計画及び県地域計画を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と、37の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。</p>	<p>「本計画では・・・を設定しました」とあるが、P3に本計画の基本目標が4つ記載されている。このことを踏まえて、以下のように記述した方がわかり易い。「本計画では、本計画の4つの基本目標（P3参照）、基本計画及び県地域計画を踏まえ、次ページ（P11）の表に示す8つの「事前に備えるべき目標」と37の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。」</p>	<p>ご指摘のように訂正する。 本計画では、本計画の4つの基本目標（P3参照）、基本計画及び県地域計画を踏まえ、次ページ（P11）の表に示す8つの「事前に備えるべき目標」と37の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。</p>
<p>P11 【主な脆弱性評価の結果】の項 ■災害を未然に防止する公共土木施設等（橋梁、堤防等）の計画的な整備が必要 ■生活・社会基盤の耐震化や公共土木施設等の老朽化への対応が必要 ■災害時の輸送・復旧活動等を支える広域道路ネットワークの整備が必要 ■石油コンビナート等での防災対策が必要 ■「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化が必要 ■早期避難や孤立防止等のための情報伝達・通信基盤の確保・拡充が必要 ■関係機関の連携等による救助・救急体制の整備が必要</p>	<p>以下の7項目は県の計画と同様だが、これで良いのか。地勢、歴史等を鑑みて市の脆弱性は何か。</p>	<p>具体的な7項目の前に、次の文章を追加する。 干拓低地という本市の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえると、風水害や高潮災害を想定した上でのさらなる治水対応、また未経験の大規模自然災害等を想定した上での体制構築が決して十分とはいえず、特に次の項目について脆弱性への対応が必要です。</p>
<p>P13 （警察施設の耐震化）の項 警察施設のうち、警察署の耐震化については完了しており、幹部交番について、適正規模での建替えによる耐震化を促進する。</p>	<p>「・・・幹部交番について・・・耐震化を促進する」とあるが、市は具体的にどのようなことをするのか。</p>	<p>市としては発災時の拠点施設の一つとなる警察施設の耐震化は重要と考えており、関係機関である警察本部の理解と必要な対応を求めていくものである。その上で、ここでは警察本部としての考え方を記載している。</p>

<p>P13 (消防施設の耐震化)の項 救助・救急活動等の中枢的な役割を担う防災活動拠点となる消防施設の機能を確保するため、消防署の耐震化等を促進する。</p>	<p>「・・・消防署の耐震化を促進する。」とあるが、まだ耐震化されていないのか。そうだとすれば耐震化計画はどのようになっているのか。</p>	<p>小野田消防署・山陽消防署については耐震性のある整備がされているものの、山陽消防署埴生出張所についてはS.56.4の整備のため耐震化を含めた施設整備が求められている。このため、その建設を目的として、R3年度に基本設計と用地の造成設計、またR5年度以降の建設工事に向けて基金を設置している。(消防局は関係機関であるが、施設整備等については市が行うこととなっている。)</p>
<p>P13 ●警察本部代替施設の機能強化の項 災害対策の中核的な役割を担う警察署として、被災時における体制の構築をはじめ、代替施設においての機能を果たすための環境整備を促進する。</p>	<p>「・・・機能を果たすための環境整備を促進する。」とあるが、具体的にはどのようにするのか。</p>	<p>具体的には、近隣警察署への移転あるいは活用との考えである。</p>
<p>P13 (ヘリコプターによる支援体制の整備)の項 消防防災ヘリコプターによる災害対応をより円滑に安全に実施するため、その支援と併せ、緊急時の離着陸場の整備を進める。</p>	<p>「・・・離着陸場の整備を進める。」とあるが、どこを考えているのか。</p>	<p>具体的には、東沖ファクトリーパーク、埴生漁港、小野田運動広場、高千帆運動広場、赤崎運動広場、厚狭球場、山陽オート駐車場、厚狭中学校グラウンド、厚陽小学校グラウンド、山陽小野田市役所。なお、発災時にはこのほかの利用もありうる。</p>
<p>P13 ●交通安全施設の整備の項 災害時の停電による信号滅灯に起因する交通事故・渋滞を防止するため、停電時自動起動式の信号機電源付加装置の整備箇所の拡大と老朽化した装置の着実な更新を推進する。</p>	<p>「・・・着実な更新を推進する。」とあるが、誰がどのような手段で行うのか。</p>	<p>現在、信号機電源付加装置の山陽小野田市内の整備は8箇所。拡大や更新については、県警が計画的に行う。</p>

<p>P14 （住宅の耐震化）の項 地震による住宅や多数の者が利用する建築物等の倒壊被害等から市民を守るため、耐震化の普及啓発を図るとともに、引き続き耐震診断・耐震改修を支援し、耐震化を促進する。</p>	<p>どのように調査して、どのような支援をするのか。予算化するのか。</p>	<p>調査については住宅土地統計調査データで把握しているもの（H25：住宅総数：29,750 居住総数：25,660 耐震性あり：17,400）。 支援については、「住宅の無料耐震診断」「木造住宅の耐震改修補助」が予算化されている。</p>
<p>P14 （大規模建築物の耐震化）の項 多数の者が利用する建築物等について、引き続き耐震診断や耐震改修を支援し、耐震化を促進する。</p>	<p>対象建築物はどの程度あると考えているか。計画はどのようになっているか。</p>	<p>山陽小野田市耐震改修促進計画（H31.4）において、現状として、国：5棟、耐震性有は3棟で、耐震化率60%、県：34棟、耐震性有は32棟で、耐震化率94%、市：71棟、耐震性有は62棟で、耐震化率87%となっており、市については（H32）96%、民間所有については（H32）87%を目標値として掲げている。</p>
<p>P14 （防災・減災のまちづくりの推進）の項 ハザードマップや災害履歴等の情報を踏まえ、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策を盛り込んだ都市計画マスタープラン等により、都市の防災機能の向上を図る。</p>	<p>「・・・盛り込んだ都市計画マスタープラン等により・・・」とあるが、都市マスにどのようにして盛り込むのか。都市マスの見直しはいつ行うのか。</p>	<p>山陽小野田市都市計画マスタープランは、H21.3に策定され、R1.12に改定（計画期間はR11年度まで）。全体構想において都市防災の方針（防災・減災）を示しているが、具体的な施策は示していない。 ※（7）都市防災の方針（p47～49） なお、市都市計画マスタープランの下位計画で、本市がまだ策定していないものとして「立地適正化計画」があるが、この策定にあたっては「防災指針」を盛り込むこととなっており、居住誘導区域内の防災に対する施策なども具体的に示すこととなっており、今後、これらの策定を検討していく予定。</p>
<p>P14 （都市施設の整備）の項 延焼防止や避難地・避難路の確保など都市の防災機能の向上を図るため、計画的に市街地における街路や公園等の整備を含めた面的整備を推進する。</p>	<p>「・・・面的整備を推進する。」とあるが、どこを整備する必要があるのか。</p>	<p>現在、策定が求められている立地適正化計画では、都市再生特別措置法等の一部改正により、防災指針が必須とされており、今後、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制や災害ハザードエリアからの移転の促進、災害ハザードエリアを踏まえた「災害に強いまちづくり」を目指すこととなる。今後の整備においては、単に個別施設としてだけでなく、より広範囲を面としてとらえながら取り組むこととなるが、具体的には未定。</p>

<p>P15 (空き家対策の推進)の項 市内空き家等に関する情報収集と状態把握に努めるとともに、計画的な空き家等の適正管理と利活用を促進する。</p>	<p>「H30年10月市空き家等対策計画(H30～R4までの5か年計画)」との絡みはどのようになっているか。この計画の進捗状況はどのようになっているか。</p>	<p>推進方針は同計画に沿った内容としている。計画策定後の進捗としては管理不適切空き家等を減らすため、H31に市老朽危険空き家等除却促進事業補助金交付制度を創設したほか、市民の生命財産に重大な被害を及ぼすおそれのある空き家等を特定空き家等に認定し、空家法に基づく法的措置を進めている。また利活用対策として、R3.3月に空き家バンク制度を開始し、今後は空き家バンクを中心とした空き家等の利活用対策を進めていく予定である。</p>
<p>P15 ●内水面对策の推進の項 ハード・ソフト両面から浸水被害の未然防止や軽減・最小化を図るため、下水道(雨水)の整備や内水ハザードマップの策定を推進する。</p>	<p>「・・・下水道(雨水)の整備や内水ハザードマップの策定を推進する。」とあるが、現状はどのようになっているか。</p>	<p>本市の下水道全体計画区域における雨水渠整備進捗率は、約5%(全体計画2,678ha中132ha)であり、引き続き整備を進める。また、本市は市街地のほとんどが堤内地で水はけが悪いため、大雨時に側溝や河川の排水が間に合わず、道路冠水等の被害が発生していることから、内水ハザードマップの策定を検討中。</p>
<p>P15 (ガス管の耐震化)の項 都市ガスについて、耐震性・耐腐食性に優れたガス管への取り替えを計画的に推進する。</p>	<p>「・・・計画的に推進する。」とあるが、行政として何をどのようにするのか。</p>	<p>都市ガスのガス管について、耐震性・耐腐食性に優れたポリエチレン管等に更新し、埋設ガス管の耐震化を進める必要がある。合同ガスによれば、小野田地域における耐震化進捗率は、88.2%(2019.12末)となっている。今後、2025年までに90%、2030年に95%の耐震化率を目標に進める予定とのことであり、本計画では事業を含めて市としての対応を記載しているもの。</p>
<p>P16 ●有害物質対策の推進の項 大気汚染状況・水質汚濁状況を常時監視し、環境基準の達成状況により、有害物質の適正管理の状況を把握する。</p>	<p>「・・・適正管理の状況を把握する。」とあるが、現状では把握しているのか。</p>	<p>現状での把握状況として、大気については、観測地点：市役所、須恵健康公園、竜王中学校で硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、降下ばいじん、PH等、その他全市内19か所で硫黄酸化物、降下ばいじん、PHを、また水質については、海域4地点、河川8地点、遊水地6地点、工場排水14地点において人の健康の保護に関する項目を監視している。</p>

<p>P16</p> <p>●災害拠点病院・社会福祉施設の耐震化の項</p> <p>災害時に必要となる医療機能を提供できるよう、災害拠点病院を中心とした医療体制の確立を促進する。</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、社会福祉施設の設置者に対し、耐震診断・耐震改修の必要性の普及・啓発等を行い、耐震化を促進する。</p>	<p>「・・・災害拠点病院を中心とした・・・促進する。」とあるが、どこか。どのようにして促進するのか。</p>	<p>宇部・小野田圏域における災害拠点病院は、山口大学医学部付属病院と山口労災病院。災害拠点病院は災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のことであり、重症・重体に陥った患者の対応、医療救護チームの派遣や患者の広域搬送など、施設・設備や運営体制において一定の要件を満たす必要がある。二次医療圏内における医療機関との連携体制の構築を支援していく。</p>
<p>P17</p> <p>(避難行動要支援者対策の促進)の項</p> <p>避難行動要支援者名簿の更新・拡充や名簿情報の共有、個別計画の策定等、防災関係部署と福祉関係部署が連携した取組を推進する。</p>	<p>「・避難行動要支援者名簿の・・・取組を推進する。」とあるが、様式等を含めてどこが取りまとめるのか。</p>	<p>災害対策基本法の一部改正（H26.4.1施行）により、市は避難行動要支援者の避難支援を実施するための基礎となる名簿の作成が義務付けられたことにより、H27.3.31付けで作成。毎年3月末に更新している。</p>
<p>P18</p> <p>●業務継続計画（ICT-BCP）の推進の項</p> <p>災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、ICT-BCPを策定するとともに、平時から点検・訓練等を実施する。</p>	<p>「・・・ICT-BCPを策定する。」とあるが、いつ誰が策定するのか。その計画はあるか。</p>	<p>災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、ICT-BCPを策定し、平常時において点検・訓練等を実施するとともに早期復旧に必要なシステム・インフラの最優先復旧を位置付ける必要がある。ICT-BCP計画は、市BCPの個別計画として位置づけられ、ICTに関係する他の計画と連動するものであるため、早期の策定に向けて調査・研究中である。</p>
<p>P20</p> <p>●農業生産体制の強化の項</p> <p>農業の生産体制を強化するため、法人経営の複合化・多角化による経営体質の強化や新規就業者の確保・定着などに取り組み、集落営農法人等を核とした生産構造改革を推進するとともに、災害時には、市、農業団体等と連携し、応急措置や復旧に向けた現地指導を実施する。</p>	<p>「・・・災害時には、市、農業団体等と連携し、・・・」とあるが、市の取組を述べているので、「・・・災害時には、市は農業団体等と連携し、・・・」の方が良いと考える。</p>	<p>ご指摘のように訂正する。</p> <p>農業の生産体制を強化するため、法人経営の複合化・多角化による経営体質の強化や新規就業者の確保・定着などに取り組み、集落営農法人等を核とした生産構造改革を推進するとともに、災害時には、市は農業団体等と連携し、応急措置や復旧に向けた現地指導を実施する。</p>

<p>P21 （河川改修、ダム建設の推進）の項 近年の気候変動を考慮すると、集中豪雨はいつでも発生してもおかしくない状況にあり、市民の暮らしの安心・安全を確保するためには、洪水対策が重要であることから、河川浚渫等の維持管理を着実に推進する。</p>	<p>「・・・、河川浚渫等の維持管理を着実に推進する。」とあるが、市はどこをやるのか。</p>	<p>二級河川である有帆川・柳川（有帆川水系）、厚狭川・随光川・桜川・平原川・大正川（厚狭川水系）、糸根川（糸根川水系）、前場川（前場川水系）は県が、準用河川である梅田川・小場川・日の出川（有帆川水系）、宗末川・狭間川・大道畑川（厚狭川水系）は市が管理しており、直接、市が行うのはこれらの河川となる。これ以外にも土地改良区や農業組合、地元が管理している河川もある。</p>
<p>P21 （洪水ハザードマップの整備）の項 頻発・激甚化する水害に備え、河川の監視体制の強化や住民等へ提供する防災情報の充実を図るため、近年の豪雨災害を踏まえ、水位計や監視カメラの増設や浸水想定区域の公表、洪水ハザードマップの見直しに取り組む。</p>	<p>「・・・水位計や監視カメラの増設・・・」とあるが、市はどこをやるのか。</p>	<p>厚狭川、有帆川に関しては既に水位計が設置されているが、大正川、桜川、前場川、糸根川については県に設置を要望している（一部採択済あり）。近年の異常気象による越水被害の可能性がある河川については、市独自での設置を検討している。</p>
<p>P21 （河川管理施設の耐震化）の項 堤防の倒壊や沈下により大規模な浸水被害が発生するおそれがある河川について、県と連携して耐震対策を推進する。</p>	<p>「・・・恐れがある河川について・・・」とあるが、どこがどのようにして行うのか。</p>	<p>県管理の二級河川の整備については、県や関係機関と連携して取り組むが、市が管理する準用河川等の堤防については早急な整備が困難であるため、災害時においては排水機場に接続する河川について、優先的に河川閉塞等の障害の除去をする。</p>
<p>P21 （地籍調査の促進）の項 地籍調査は、正確な土地の基礎的情報の明確化を通じて、事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化に寄与するため、正確かつ最新の調査データを維持していく。</p>	<p>「・・・正確かつ細心の調査データを維持していく。」とあるが、どこがどのようにして行うのか。</p>	<p>本市ではH27年度に地籍調査を完了しているが、今後も調査完了区域においても随時発生する境界の変更等に対応し、地籍調査結果を常に最新の状態にアップデートしていく。なお、現在のデータ管理は税務課が行っている。</p>

<p>P23 (公共施設等の総合的なマネジメントの推進)の項 「山陽小野田市公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設計画を作成し、適切な維持管理、修繕、更新等を行う。</p>	<p>「・・・個別施設計画を作成し、・・・」とあるが、現状では具体化されていない。いつ具体化するのか。またR3年度予算にはどのように反映されているか。</p>	<p>R2.9に策定した個別施設計画では、適正管理や大規模改修(長寿命化)、複合化、廃止などの施設ごとの維持管理方針を定めているが、今後これに基づいて、長寿命化のための「予防保全」や状況に応じたスポット的な修繕対応などを行い、施設の適切な維持管理に努めていくこととしている。現段階では、今後の方向性について大規模改修等が想定されるもののうち、その実施に向けて一定の見通しが立っているものについてのみ記載しているが、それ以外については随時ローリングしていく。なお、R3年度当初予算(骨格予算)では、施設の安全利用や適正管理等のための修繕費を計上している。</p>
<p>P23 (公共土木施設等の老朽化対策の推進)の項 都市基盤施設の安心・安全の確保や長寿命化の推進に当たっては、技術力の確保が重要であることから、研修等を通じ、専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、適切に維持管理ができる体制を整える。</p>	<p>「・・・専門的技術を有する職員を・・・」とあるが、今までのような人材がいて、今後、どのような体制を整えたいのか。</p>	<p>橋梁等の重要インフラについて長寿命化が課題となっている。このため、山口大学や山口県を中心として「山口県メンテナンス会議」が組織され、メンテナンス・エキスパートの育成に取り組んでいるが、本市でもこうした資格取得者を継続的に増やしていき、インフラの適正管理に努めることとしている。</p>
<p>P24, 25 別表の項 (別表) P24～P25 重要業績評価指標(KPI)一覧 (別紙1) P29～P64 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果 (別紙2) P65～P79 施策分野ごとの脆弱性評価結果</p>	<p>別紙1と2との絡みはどのようになっているか。別紙1及び2で脆弱性を評価した上で【重要業績評価指標】を作成し、その中を厳選して別表の「重要業績評価指標(KPI)」を作成し、これに目標値を設定したのなら、その旨をはっきり明記すべきである。 また、別紙の【重要業績評価】と別表の「重要業績評価」が同じ文言であるが、取扱いが違う(重みが違う)のであれば表現を変えるべきである。</p>	<p>脆弱性評価の手順については、P10記載のように、まず想定するリスクを踏まえ、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定した上で、最悪の事態を回避するための施策を洗い出し、具体的な指標を用いて進捗状況を把握し、現状を分析・評価(別紙1)、その後、効果的な取組を推進するため、あらかじめ設定した施策分野ごとに整理し直した分析・評価(別紙2)となっている。このため、特に別紙1については、重複する項目が多くみられるが、これは全方的に漏れなく洗い出す必要があったためである。 別表に示す重要業績評価(KPI)は、推進方針の進捗状況を可能な限り定量的に評価し、計画の進行管理を行うために設定したものであり(P12記載)、別紙1・2の各項目における重要業績評価については、各項目を評価するための参考数値であるため、表現を【参考評価指標】に訂正する。</p>

<p>P 24 1、1の項 公共施設等の耐震化率 現状地 87% (R1) 目標値 96% (R2)</p>	<p>目標値が (R 2) となっているが、もう達成されたという事か。今後の目標はないとみてよいのか。</p>	<p>現段階でR 2における割合の検証がされていないため、本計画におけるK P Iとしての設定は削除する。なお、R 2における現状値を確認した後に、改めて耐震促進に係る計画については検討する予定。</p>
<p>P 24 2、7の項 住宅の耐震化率 現状地 67.8% (H25) 目標値 90% (H32)</p>	<p>目標値が (H 3 2) となっているが、(R 2) のことか。それではもう達成されて今後は対策不要ということか。</p>	
<p>P 24 6、23の項 橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数 現状地 2 橋 (R2) 目標値 29 橋 (R5)</p>	<p>目標値に“2 9 橋 (R 5)”とあるが、これは全体の何%にあたるか。</p>	<p>全数 2 3 1 橋のため、2 9 橋は全体の 1 2 . 6 % になる。</p>
<p>P 25 6、24の項 橋梁長寿命化計画に基づく点検 現状地 21 橋 (R1) 目標値 231 橋 (R5)</p>	<p>目標値に“231 橋”とあるが、これは全体の何%にあたるか。</p>	<p>市内橋梁 (陸橋含む) の総数が 2 3 1 橋である。</p>
<p>P 25 8、27の項 水位計設置箇所 現状地 2 箇所 目標値 増加させる</p>	<p>目標に“増加させる”とあるが、何か所必要だとみているのか。</p>	<p>過去の事例等から、まず厚狭川 (既設) ・桜川・大正川、有帆川 (既設)、大正川、前場川、糸根川において必要と考えている。</p>
<p>P 27 2 計画の進行管理の項 毎年度、重要業績評価指標 (K P I) の達成状況や、数値では測れない定性的な取組状況も含め、施策の進捗状況等を、各部局で構成する「山陽小野田市国土強靱化地域計画推進会議」において把握し、検証を行った上で、「山陽小野田市防災会議」の意見等を踏まえ、必要に応じて、見直し、改善を行うなど、P D C A サイクルにより計画の進行管理を進めます。</p>	<p>「山陽小野田市国土強靱化地域計画推進会議」とは具体的にどのような組織を考えているのか。メンバーはどうか。また「P D C A サイクルにより計画の進捗管理を進めます」とあるが、この計画書のままでと、P D C A サイクルはうまく回らないと考える。どのようにして P D C A サイクルを回そうとしているか、わかるようにすべきである。</p>	<p>地域計画策定時に設置した山陽小野田市国土強靱化地域計画策定委員会 (R 2. 4. 1) と同様の構成を予定している。(本部構成 : 副市長、総務部長、防災危機管理監、企画部長、福祉部長、市民部長、経済部長、建設部長、教育部長、山陽総合事務所長、病院事業管理者、水道事業管理者) 推進本部では、施策の進捗状況等の把握、検証、さらに市防災会議での意見等を踏まえ、計画の進行管理を進めることとしている。なお、必要に応じて推進会議において補助組織となる幹事会をおくことも予定しており、これらについても今後の協議で確定していくこととしている。</p>

<p>第4章 強靱化の推進方針</p> <p>1 施策分野ごとの推進方針</p> <p>推進方針は、脆弱性評価の結果を踏まえ、ハード・ソフト両面から、基本目標の達成に向け今後必要となる対応策を施策分野ごとに取りまとめました。また、推進方針の進捗状況を可能な限り定量的に評価し、計画の進行管理を行うため、30の重要業績評価指標（KPI）を設定しました（一覧は別表 P24～25）。</p> <p>第5章 計画の着実な推進</p> <p>1 計画の推進体制</p> <p>国土強靱化は、市・関係機関等が連携・協力し、一体となって取組を推進する必要があることから、毎年度、「山陽小野田市防災会議」に取組の進捗状況等を報告するとともに、各機関の主体的な取組を促進するなど、計画の着実な推進を図ります。</p>	<p>本計画には、第4章強靱化の推進方針はあるが、強靱化計画がない。第5章は“計画の着実な推進”となっているが、この計画とはどの部分を指しているのか。計画期間（5年間）で実施完了する部分はどこか。</p>	<p>本計画は、大規模自然災害に対して、地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため策定するものであり、国の基本計画と同様に、他の計画の指針となる「アンブレラ計画」としての性格を有するものである。このため本計画は山陽小野田市総合計画との調和が不可欠であるとともに、各分野の計画に対して国土強靱化に関する指針として位置づけられるものであることから、脆弱性評価結果を踏まえて中長期的な視野のもとで施策の推進方針や方向性を明らかにした上で、本市の様々な計画や施策等、さらには民間団体や企業等にも連携・協力を求めながら、常に見直しをしながら、着実な推進を図ることとなる。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>P 26</p> <p>2 取組の重点化の項</p> <p>◇大規模自然災害に備えた施設整備</p> <p>◇生活・社会基盤の耐震化、老朽化対策</p> <p>◇ライフライン・サプライチェーンの確保</p> <p>◇石油コンビナート防災対策</p> <p>◇中山間地域における防災対策</p> <p>◇地域防災力の充実強化</p> <p>◇防災・危機管理体制の充実強化</p>	<p>7つの項目（◇）を上げているが、県のものとはほぼ同様である。市は具体的にどのようなことを実施するのか。計画が見えない。P 24～25 の別表との関係はどのなっているのか。</p>	<p>本計画の策定にあたっては、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならないこと、また県とも協議を重ね、各々の役割分担を踏まえ十分な連携を図り、それぞれの地域計画相互の調和が確保されることが望まれていること、さらには県の地域計画自体が山陽小野田市も包含した内容であることから、本市においては県の地域計画に準じた上で、基礎データについては山陽小野田市分に特化した形で収集し、本市の実情に応じた形での脆弱性の評価と課題抽出、推進方針並びに対応方策をまとめた。別表「重要業績評価指標」は、推進方針の進捗状況を可能な限り定量的に評価し、計画の進行管理を行うため、示せる範囲で設定したものである。</p>
<p>P 28【資料編】の項</p> <p>○別紙 1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果</p> <p>○別紙 2 施策分野ごとの脆弱性評価結果</p> <p>○別紙 3 用語解説</p>	<p>別紙 1、2、3 のところに各ページ番号を記載した方がわかり易い。親切である。（P1 の目次には記載されているが、ここにも記載した方が良いと考える。）</p>	<p>ご指摘のように、追加します。</p> <p>○別紙 1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果・・・29</p> <p>○別紙 2 施策分野ごとの脆弱性評価結果・・・65</p> <p>○別紙 3 用語解説・・・80</p>
<p>P 29</p> <p>○学校施設等の耐震化の項</p> <p>学校施設等は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時の避難場所となるところも多いことから、設置者によって耐震化を完了する必要があるが、本市においては完了済。</p>	<p>「・・・耐震化を完了する必要があるが、本市においては完了済。」とあるが、完了しているので以下の文章の方が良いと考える。「・・・完了する必要があるが、本市においては完了済。」</p>	<p>ご指摘のように訂正する。</p> <p>学校施設等は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時の避難場所となるところも多いことから、設置者によって耐震化を完了する必要があるが、本市においては完了済。</p>
<p>P 30</p> <p>【重要業績評価指標】の項（以下 P 79 まで同様）</p>	<p>P 24～25 の別表との絡みはどのなっているのか。また、この評価指標の項目は他のページに同じ項目が複数あらわれてくる。整理した方がわかり易い。</p>	<p>別表（P 24～P 25）に示す重要業績評価（K P I）は、推進方針の進捗状況を可能な限り定量的に評価し、計画の進行管理を行うために設定したものであり、別紙 1・2 の各項目における重要業績評価については、各項目を評価するための参考数値であるため、表現を「参考指標」に訂正する（再掲）。</p> <p>項目の重複については、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために実施すべき施策を想定する場合、あらゆる場面を漏れなく列記することが重要であり、この過程では重複はやむを得ないと考える。なお、推進方針として分野ごとに明確する必要から、これらについては改めて別紙 2 の「施策分野ごとの脆弱性評価」において再整理を行っている。</p>

<p>P 35</p> <p>2の項</p> <p>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</p> <p>2 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</p>	<p>P 29、1の項と同じ文言となっている。2項目とも「大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる」となっている。</p>	<p>ご指摘のように表記ミスであるため、P 11表に基づき次のように訂正する。</p> <p>2 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</p> <p>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</p>
	<p>この計画は令和3年度から令和7年度の5か年計画となっているが、この間の計画が明瞭でない。この5か年で（本計画）では何をどこまでやるのか、明確にする必要がある。P 24、25の「別表」がこの5年間の計画の目標であるのなら、別表ではなく、計画として明確にする必要がある。その時には目標値を令和7年度にすべきである。そしてこれが達成されたら「第4章 強靱化の推進方針」に沿って、その成果がどの程度進捗したかわかるようにすべきである。</p>	<p>本計画は、国の基本計画と同様に、他の計画の指針となる「アンブレラ計画」としての性格を有するものであって、地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため策定したものである。このため、具体的な計画等については各計画においての記載となる。</p> <p>別表については、推進方針の進捗状況を可能な限り定量的に評価し、計画の進行管理を行うために設定したものであり、各施策が予め定めた目標年次等を記載している。</p>

※項目ごとに整理して記載